

国立天文台科学戦略委員会規則

平成 30 年 3 月 9 日

国天規則第 1 号

(設置)

第 1 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成 16 年自機規程第 17 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に、科学戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台の中長期計画
- 二 国立天文台の研究基本計画（マスタープラン）
- 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針（国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く）
- 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 副台長
 - 二 研究連携主幹
 - 三 国立天文台の職員
 - 四 大学の教員
 - 五 第一号から第四号に掲げる者のほか、台長が必要と認めた者
- 2 前項第四号及び第五号に規定する委員は委員会のおおむね半数とする。

(委員の決定・委嘱等)

第 4 条 委員は、台長が決定する。

- 2 委員は、前条第 1 項第三号に規定する者については台長が指名し、第四号及び第五号に規定する者については台長が委嘱する。
- 3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、台長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(開催)

第7条 委員会は必要に応じて開催する。

(ワーキング・グループ)

第8条 委員会に、プロジェクト室、科学研究部及び各センターに関する課題に対応するため、及びその所掌する事項のうち特定のものについて調査審議するため、ワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの構成員は、委員会の委員長の推薦に基づき、台長が指名又は委嘱する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会には、原則として台長が陪席することとする。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

2 国立天文台専門委員会規則及び国立天文台専門委員会細則は廃止する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。